

# 福井県報

第 236 号  
令和 5 年  
2月28日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県規集登載事項)

規則	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二・DX推進課).....二
告示	○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(七五・長寿福祉課).....四 ○道路の供用の開始(七六・道路保全課).....四 ※証紙による収入の方法によらない手数料の指定の一部を改正する告示(七七・審査指導課).....四
訓令	※福井県有自動車管理規程の一部を改正する訓令(二・財産活用課).....五
公告	○公共測量の終了(土木管理課).....一 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課).....一
議事告示	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示(一・議政局).....二
教育委員会規則	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一・教育政策課).....二
教育委員会告示	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第二条に規定する手続等を廃止する告示(二・教育政策課).....四
選挙管理委員会告示	○政治団体の設立の届出(二二).....四 ○政治団体の届出事項の異動に係る届出(二二).....四 ○政治団体の解散の届出(二三).....六
	○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(二四).....一六 ○個人演説会等の施設の指定の取消し(二五).....一六 ※最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部を改正する告示(二六).....一八 ※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示(二七).....一八
人事委員会規則	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二).....一九
監査委員会告示	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示(三).....二〇
警察本部告示	※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する告示(七・警務課).....二一
収用委員会告示	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示(一).....二二
福井海区漁業調整委員会告示	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示(一).....二二
企業管理規程	※福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(一).....二三

## 規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年二月二十八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十九年福井県規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電子証明書 次に掲げるもので知事等の使用に係る電子計算機から認証できらるるものをいう。</p> <p>イ 電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電子証明書 次に掲げるもので知事等の使用に係る電子計算機から認証できらるるものをいう。</p> <p>イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>（手続等の指定）</p> <p>第三条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる手続等とする。</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 (電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第七条 (電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第八条 (その他の手続等への準用)</p> <p>(その他)</p>
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第四条 (略)</p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第五条 (略)</p>
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第六条 (略)</p>
<p>(その他の手続等への準用)</p> <p>第七条 (略)</p>	<p>(その他の手続等への準用)</p> <p>第七条 (略)</p>
<p>(その他)</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>(その他)</p> <p>第八条 (略)</p>

第八条 (略)

別表を削る。

附則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

第九条 (略)

## 告 示

### 福井県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅勝山きらめき（特定施設）
- 2 事業所の所在地  
福井県勝山市元町2丁目5番12号
- 3 事業者の名称  
福井県民生活協同組合
- 4 指定年月日  
令和5年2月1日
- 5 サービスの種類  
介護予防特定施設入居者生活介護
- 6 介護保険事業所番号  
1870600192

### 福井県告示第76号

一般県道小曽原武生線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和5年2月28日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	小曽原武生線	丹生郡越前町小曽原29 字五郎田103番1から 越前市安養寺町11字下 小後山16番2まで	令和5年 2月28日

### 福井県告示第77号

証紙による収入の方法によらない手数料の指定（昭和40年福井県告示第503号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 および2を削り、3から22までを1ずつ繰り上げ、1に次のように加える。  
個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福井県条例第36号）第9条に基づ  
く手数料  
附 則  
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

# 訓 令

福井県訓令第2号

庁中一般  
各出先機関

福井県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令

福井県国有自動車管理規程(昭和45年福井県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の責務)</p> <p>第10条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国有自動車の運行を終えたときは、<u>供用自動車運転日誌(様式第2号)</u>、<u>専用自動車運転日誌(様式第3号)</u> または <u>事業用自動車運転日誌(様式第4号)</u> により管理責任者に報告すること。</p> <p>(供用自動車の使用)</p> <p>第12条 供用自動車を使用しようとする者は、使用の前日までに財産活用課長に配車を申し込まなければならない。ただし、緊急の用途により使用の前日までに<u>申し込むことができない</u>ときは、その都度、<u>申し込むことができる</u>。</p> <p>(供用自動車の配車)</p> <p>第13条 財産活用課長は、<u>配車の申込み</u>を受理した場合において、これを適当と認めるときは、供用自動車の使用を承認し、供用自動車を配車するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業用自動車使用)</p> <p>第16条 事業用自動車を使用しようとする者は、<u>事前に当該事業用自動車の管理責任者に申し出なければならない</u>。</p>	<p>(運転者の責務)</p> <p>第10条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国有自動車の運行を終えたときは、<u>供用自動車使用/同兼運転日誌(様式第2号)</u>、<u>専用自動車運転日誌(様式第3号)</u> または <u>事業用自動車使用/同兼運転日誌(様式第4号)</u> により管理責任者に報告すること。</p> <p>(供用自動車の使用)</p> <p>第12条 供用自動車を使用しようとする者は、使用の前日までに供用自動車使用/同兼運転日誌を財産活用課長に提出しなければならない。ただし、緊急の用途により使用の前日までに<u>提出できない</u>ときは、その都度、<u>提出することができる</u>。</p> <p>(供用自動車の配車)</p> <p>第13条 財産活用課長は、<u>供用自動車使用/同兼運転日誌</u>を受理した場合において、これを適当と認めるときは、供用自動車の使用を承認し、供用自動車を配車するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業用自動車使用)</p> <p>第16条 事業用自動車を使用しようとする者は、<u>あらかじめ、運行計画その他所要事項を記入した事業用自動車使用/同兼運転日誌により当該事業用自動車の管理責任者の承認を受けなければならない</u>。</p> <p>2 <u>前項の規定により事業用自動車の使用の承認を受けた者は、運行計画その他</u></p>

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

事業用自動車使用何兼運転日誌の記載事項に変更が生じたときは、直ちに、変更事項を朱書して管理責任者の承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合にあつては、事後に承認を受けることができる。

様式第2号(第10条関係)

## 供用自動車運転日誌

使用課名	課		(予約種別) ( )	
運転者氏名	ほか 名		車両番号	
使用日時	発庁	年 月 日	時 分	
	帰庁	年 月 日	時 分	
用務				
行程				
日常点検整備	<input type="checkbox"/> ブレーキ <input type="checkbox"/> タイヤ <input type="checkbox"/> バッテリー <input type="checkbox"/> 原動機 <input type="checkbox"/> 灯火装置および方向指示器 <input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシャーおよびワイパー <input type="checkbox"/> その他			
エコ運転チェック	<input type="checkbox"/> 停車中はアイドリングストップを実施する		<input type="checkbox"/> 急発進、急加速および空ぶかしを行わない	
	<input type="checkbox"/> 必要な荷物以外は積載しない		<input type="checkbox"/> タイヤの空気圧の目視による点検を行う	
	<input type="checkbox"/> 法定速度での走行を励行する		<input type="checkbox"/> 近距離(片道1.5km以内)の公用車による移動は原則として行わない	
酒気確認	運転前	酒気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認方法 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )
		確認日時	月 日 時 分	指示等
	運転後	酒気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認方法 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )
		確認日時	月 日 時 分	指示等
給油	ガソリン <small>リットル</small> 軽油 <small>リットル</small> オイル <small>リットル</small>			
メーター	走行前 km	走行後 km	走行距離	km
自動車使用料単価	※ 円/km		自動車使用料※ 円	
有料道路料金	～	円	～	円
自動車使用料合計	※		円	
有料駐車場料金	駐車場名	円	駐車場名	円
備考				

注1 日常点検整備およびエコ運転チェックについて、実施した項目の□にレを記入すること。日常点検整備において異常が認められた場合および特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入すること。

2 有料道路を利用した場合は、有料道路料金欄に利用した区間、区間別の料金の額および合計額を記入すること。

3 有料駐車場を利用した場合は、有料駐車場料金欄に有料駐車場名および利用料金の額を記入すること。

4 ※欄は、記入しないこと。

様式第3号(第10条関係)

### 専用自動車運転日誌

				車両番号		
使用年月日	年	月	日	運転者氏名		
使用時刻	発庁	時	分	帰庁	時 分	
同乗者氏名						
行程						
有料道路料金	別納カードの番号 No.	利用区間および 利用料金	～ ～	円 円	有料道路料金計 円	
使用時刻	発庁	時	分	帰庁	時 分	
同乗者氏名						
行程						
有料道路料金	別納カードの番号 No.	利用区間および 利用料金	～ ～	円 円	有料道路料金計 円	
使用時刻	発庁	時	分	帰庁	時 分	
同乗者氏名						
行程						
有料道路料金	別納カードの番号 No.	利用区間および 利用料金	～ ～	円 円	有料道路料金計 円	
有料駐車場料金	駐車 場名		円	駐車 場名	円	
日常点検整備	<input type="checkbox"/> ブレーキ <input type="checkbox"/> タイヤ <input type="checkbox"/> バッテリ <input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシュおよびワイパー		<input type="checkbox"/> 原動機 <input type="checkbox"/> 灯火装置および方向指示器 <input type="checkbox"/> その他			
エコ運転チェック	<input type="checkbox"/> 停車中はアイドリングストップを実施する		<input type="checkbox"/> 急発進、急加速および空ぶかしを行わない			
	<input type="checkbox"/> 必要な荷物以外は積載しない		<input type="checkbox"/> タイヤの空気圧の目視による点検を行う			
	<input type="checkbox"/> 法定速度での走行を励行する		<input type="checkbox"/> 近距離(片道1.5km以内)の公用車による移動は原則として行わない			
酒気確認	運転前	酒気	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認方法 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )	
		確認日時	月	日	時	分
	運転後	酒気	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認方法 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )	
		確認日時	月	日	時	分
給油	ガソリン	リットル	軽油	リットル	オイル	リットル
メーター	走行前	km	走行後	km	走行距離	km
備考						

- 注1 日常点検整備およびエコ運転チェックについて、実施した項目の□にレを記入すること。日常点検整備において異常が認められた場合および特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入すること。
- 2 有料道路を利用した場合は、有料道路料金欄に利用した別納カードの番号、利用区間、区間別の料金の額および合計額を記入すること。
- 3 有料駐車場を利用した場合は、有料駐車場料金欄に有料駐車場名および利用料金の額を記入すること。



様式第4号(第10条関係)

## 事業用自動車運転日誌

		車両番号				
運転者所属・氏名	課 ほか 名					
使用日時	発庁	年	月	日	時 分	
	帰庁	年	月	日	時 分	
用 務						
行 程						
日常点検整備	<input type="checkbox"/> ブレーキ <input type="checkbox"/> タイヤ <input type="checkbox"/> バッテリー <input type="checkbox"/> 原動機 <input type="checkbox"/> 灯火装置および方向指示器 <input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシャーおよびワイパー <input type="checkbox"/> その他					
エコ運転チェック	<input type="checkbox"/> 停車中はアイドリングストップを実施する		<input type="checkbox"/> 急発進、急加速および空ぶかしを行わない			
	<input type="checkbox"/> 必要な荷物以外は積載しない		<input type="checkbox"/> タイヤの空気圧の目視による点検を行う			
	<input type="checkbox"/> 法定速度での走行を励行する		<input type="checkbox"/> 近距離(片道1.5km以内)の公用車による移動は原則として行わない			
酒気確認	運転前	酒 気	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認 方法	<input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )
		確認日時	月	日	時 分	指示等
	運転後	酒 気	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	確認者	確認 方法	<input type="checkbox"/> アルコール検知器 <input type="checkbox"/> ( )
		確認日時	月	日	時 分	指示等
給 油	ガソリン	リットル	軽油	リットル	オイル	リットル
メーター	走行前	km	走行後	km	走行距離	km
有料道路料金	別納カードの番号	利用区間および	～	円	有料道路料金計	円
	No.	利用料金	～	円		
有料駐車場料金	駐車			円	駐車	円
	場名					
備 考						

- 注1 日常点検整備およびエコ運転チェックについて、実施した項目の□にレを記入すること。日常点検整備において異常が認められた場合および特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入すること。
- 2 有料道路を利用した場合は、有料道路料金欄に利用した別納カードの番号、利用区間、区間別の料金の額および合計額を記入すること。
- 3 有料駐車場を利用した場合は、有料駐車場料金欄に有料駐車場名および利用料金の額を記入すること。
- 4 安全運転管理者を置く所属においては、当該運転日誌による管理責任者への報告を安全運転管理者を経由して行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の福井県県有自動車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和5年2月13日に奥越土木事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

- 測量計画機関の名称  
奥越土木事務所
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 作業の期間  
令和4年7月25日から令和5年2月8日まで
- 作業の地域  
勝山市平泉寺町大渡から大野市南新在家

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称  
運転者管理システムの共通基盤システムへの移行に係る帳票の整備および県独自システムとの連携作業等
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部警務部会計課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年1月31日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
日本電気株式会社福井支店  
福井県福井市順化1丁目2番1号
- 随意契約に係る契約金額  
50,600,000円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

議 会 告 示

福井県議会告示第1号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

福井県議会議長 大森 哲男

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年福井県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による手続等) 第2条 (略)</p> <p>別表を削る。 附 則 この告示は、令和5年3月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略) <u>(手続等の指定)</u> 第2条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。 <u>(電子情報処理組織による手続等)</u> 第3条 (略)</p>

教育委員会規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月28日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年福井県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第一条 (略) <u>(手続等の指定)</u></p>

第二条 (略)  
(電子情報処理組織による手続等)

附 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

第二条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、教育委員会が別に定め、告示するものとする。  
第三条 (略)  
(電子情報処理組織による手続等)

## 教育委員会告示

### 福井県教育委員会告示第2号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第2条に規定する手続等（令和4年福井県教育委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年2月28日

福井県教育委員会

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）  
（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年1月11日	寺井よしたか後援会	吉田 武司	木原 茂	大飯郡おおい町小堀4-36-2
令和5年1月12日	上野はじめ後援会	小矢 重幸	上野 稔子	小浜市高塚15-4-2
令和5年1月13日	西山りえ後援会	西山 理恵	西山 理恵	勝山市荒土町別所5-18
令和5年1月18日	成本まごひと後援会	成本 真人	亀谷 育樹	福井市新田塚2-64-7
令和5年1月26日	「北條正」後援会	北條 正	北條 正	敦賀市中央町2-6-29
令和5年2月11日	三田村てるし後援会	玉村 和夫	畠中 崇宏	越前市余川町31-11

### 福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の

届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年5月26日	福井県石油政治連盟	河嶋 衛	代表者 河嶋 衛 会計責任者 田中 敏夫	田中 敏夫	河部 秀範
令和4年8月15日	佐々木かずや後援会	畑中 正明	会計責任者 笠嶋 実喜雄	中村 峰男	
令和4年10月11日	今村辰和後援会	今村 辰和	主たる事務所の所在地 福井市南宮地町2-1	福井市大宮町14-48	
令和4年12月25日	ふくいのあすを考える会	岩倉 善一	会計責任者 小澤 由美子	加藤 健二	
令和5年1月4日	浅野好一後援会	面 宏幸	代表者 面 宏幸 会計責任者 面 順子	山東 和夫	面 宏幸
令和5年1月5日	馬の会	吉田 敏貴	会計責任者 近藤 康史	黒瀬 智宏	
令和5年1月13日	国民民主党福井県総支部連合会	矢田 稚子	会計責任者 川畑 孝治	矢田 稚子	
令和5年1月15日	山崎利昭後援会	山田 栄司	主たる事務所の所在地 大野市篠原65-77-1 代表者 山田 栄司	大野市春日3-20-7	松田 一彦
令和5年1月18日	岸本かずとし後援会	渡辺 富博	主たる事務所の所在地 大野市有明町7-1	大野市有明町16-1	
令和5年1月29日	戸嶋秀樹後援会	戸嶋 秀樹	主たる事務所の所在地 三方郡美浜町佐柿57-8-1	三方郡美浜町宮代13-44	
令和5年2月11日	笹原修之助後援会	田川 幹雄	会計責任者 笹原 人都	笹原 博之	
令和5年2月7日	福井県改革協議会	川畑 孝治	主たる事務所の所在地 福井市門前2-1213	福井市大手2-15-6	

令和5年 2月7日	福井県民社協会	糺谷 好晃	主たる事務 所の所在地	福井市門前2 - 1213	福井市大手2 - 15 - 6
--------------	---------	-------	----------------	------------------	--------------------

#### 福井県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年12月25日	わのうち誠一後援会	山下 寛
令和4年12月31日	自由民主党福井県坂井市第二支部	山本 文雄
令和4年12月31日	自由民主党福井県吉田郡第一支部	鈴木 宏紀
令和4年12月31日	鈴木宏紀後援会	和田 高枝
令和4年12月31日	二階俊博福井県後援会	小森 吉晴
令和4年12月31日	前田一博後援会	山田 芳清
令和4年12月31日	山本文雄後援会	山本 信次

#### 福井県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動 年月日	資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体 の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年 1月1日	藤本 一希	藤本かずき後援会	公職の種類	福井県議会議員	福井市議会議員

#### 福井県選挙管理委員会告示第25号

福井市選挙管理委員会および南越前町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、次のとおり告示する。



令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
県住集会場	福井市幾久町2-27	令和5年2月14日
上野生活改善センター	南越前町上野35-1	令和5年2月1日

福井県選挙管理委員会告示第二十六号

最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和五年二月二十八日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査事務規程(昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第四十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(公職選挙法事務規程の準用)

(公職選挙法事務規程の準用)

第十八条 公職選挙法事務規程(昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号)第三十六条の二および第三十七条の二の規定は在外投票における処理等について、第三十七条の三および第四十七条の規定は審査に用いるべき仮投票用封筒および投票用外封筒の印について、同告示第三十八条、第三十九条および第六十七条第一項の規定は審査の投票用紙等の受領等について、同告示第四十二条、第六十六条および第七十三条の規定は審査の投票録および開票録ならびに審査分会録の閲覧について、同告示第四十八条および第四十九条の規定は不在者投票の処理等について、同告示第七十二条の規定は審査分会の参観について、同告示第七十四条の二の規定は繰延審査分会に係る事由の報告について準用する。

第十八条 公職選挙法事務規程(昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号)第三十七条の三および第四十七条の規定は審査に用いるべき仮投票用封筒および投票用外封筒の印について、同告示第三十八条および第六十七条第一項の規定は審査の投票用紙等の受領等について、同告示第四十二条(在外投票調査に係る部分を除く。)、第六十六条および第七十三条の規定は審査の投票録および開票録ならびに審査分会録の閲覧について、同告示第四十八条および第四十九条の規定は不在者投票の処理等について、同告示第七十二条の規定は審査分会の参観について、同告示第七十四条の二の規定は繰延審査分会に係る事由の報告について準用する。

2 (略)

2 (略)

第四号様式(その五)中「審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が一人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)」を「×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合または洋上投票等もしくは在外投票の場合にあつては、審査に付される裁判官のすべてについて記載を無効とされたもの)」に改める。

第四号様式(その六)中「二 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したものを」「三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したものを」に、「三 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの」を「二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの」に改める。

附則

この告示は、令和五年二月二十八日から施行する。

福井県選挙管理委員会告示第27号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年福井県選挙管理委員会告示第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(手続等の指定)</p> <p>第2条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。</p> <p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第3条 (略)</p>

別表を削る。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

### 人事委員会規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年二月二十八日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(手続等の指定)</p> <p>第二条 この規則の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる手続等とする。</p> <p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第三条 (略)</p>

別表を削る。

附 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

## 監査委員告示

福井県監査委員告示第3号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

福井県監査委員 力野 豊  
同 田中 三津彦  
同 江川 権一  
同 伊藤 和弘

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年福井県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による手続等) 第2条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略) <u>(手続等の指定)</u> 第2条 この規程の規定により<u>電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。</u> (電子情報処理組織による手続等) 第3条 (略)</p>

別表を削る。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

## 警察本部告示

### 福井県警察本部告示第7号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（令和3年福井県警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

福井県警察本部長 江口 有隣

第4条中「当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置」の次に「または別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号および暗証符号を用いて申請部分に接続する措置」を加える。

第5条中「別表第1」の次に「および別表第2」を加える。

第7条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条、第5条関係）

法令等	規定
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項および第3項（第1号イおよび第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項ならびに第41条

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

## 収用委員会告示

福井県収用委員会告示第1号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

福井県収用委員会 会長 金井 亨

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年福井県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による手続等) 第2条 (略)</p> <p>別表を削る。 附 則 この告示は、令和5年3月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略) <u>(手続等の指定)</u> 第2条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、<u>別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。</u> (電子情報処理組織による手続等) 第3条 (略)</p>

## 福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第1号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月28日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年福井海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略) <u>(手続等の指定)</u></p>

(電子情報処理組織による手続等)  
 第2条 (略)

別表を削る。  
 附 則  
 この告示は、令和5年3月1日から施行する。

第2条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる手続等とする。  
 (電子情報処理組織による手続等)  
 第3条 (略)

### 企業管理規程

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 令和5年2月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県企業管理規程第一号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成十九年福井県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(趣旨)          第一条 (略)</p>	<p>(趣旨)          第一条 (略)          (手続等の指定)          第二条 この規程の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う手続等は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる手続等とする。          (電子情報処理組織による手続等)          第三条 (略)</p>
----------------------------------	---

別表を削る。  
 附 則  
 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

令和五年二月二十八日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県